

# 青森県報

号外第二号

平成二十一年  
一月二十一日  
(水曜日)

## 目 次

### 公 告

ふるさとの森と川と海保全地域の指定の案の縦覧……………(河川砂防課) ……

## 公 告

### ふるさとの森と川と海保全地域の指定の案の縦覧

青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例(平成十三年十二月青森県条例第七十一号)第六条第一項の規定によりふるさとの森と川と海保全地域(以下「保全地域」という。)を指定したいので、同条第三項の規定により、公告し、次のとおり保全地域の指定の案を縦覧に供する。

なお、当該保全地域の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例施行規則(平成十四年三月青森県規則第四十三号)第四条に定めるところにより、知事に意見書を提出することができる。

平成二十一年一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 保全地域の名称 岩木川流域ふるさとの森と川と海保全地域
- 二 保全地域に含まれる土地の区域

1 森林

(一) 弘前市大字百沢字東岩木山国有林二七林班の内、二八林班の内、二九林班の内、三〇林班の内、三一林班の内、三二林班の内、三三林班の内、三四林班の内、三五林班の内、三六林班の内、三七林班の内、三八林班の内、三九林班の内、四〇林班の内、四一林班の内、四二林班の内、四三林班の内及び四五林班の内

(二) 弘前市大字百沢字西岩木山(乙) 国有林四六林班の内

(三) 弘前市大字一野渡及び同市大字大和沢鷺ノ巣国有林三〇九林班、三一〇林班の内、三一二林班の内、三一三林班、三一五林班の内、三一六林班の内、三一七林班の内、三一八林班、三一九林班の内、三二〇林班の内、三二二林班の内、三二二林班の内、三二三林班の内、三二四林班、三二五林班、三二六林班、三二九林班の内、三三〇林班の内、三三一林班、三三二林班、三三三林班の内、三三四林班、三三五林班、三三六林班の内及び三三七林班

(四) 弘前市大字湯口字湯口山国有林三四二林班の内、三四三林班の内、三四四林班、三四五林班の内、三四六林班の内、三四七林班、三四八林班の内、三四九林班の内、三五〇林班の内、三五一林班、三五二林班の内、三五三林班の内、三五四林班及び三五五林班

(五) 弘前市大字藍内字関ヶ平国有林三五六林班の内、三五七林班の内、三五八林班の内、三五九林班、三六〇林班、三六一林班の内、三六二林班の内、三六三林班、三六四林班、三六五林班、三六六林班、三六七林班の内、三六八林班の内、三六九林班の内、三七〇林班、三七一林班、三七二林班、三七三林班、三七四林班、三七六林班の内、三七七林班、三七八林班の内、三七九林班の内、三八〇林班の内、三八一林班、三八二林班、三八三林班及び三八四林班

(六) 弘前市大字相馬字萱范国有林三八五林班の内、三八六林班の内、三八七林班、三八八林班、三八九林班、三九〇林班、三九一林班の内、三九二林班の内、三九三林班の内、三九四林班、三九五林班、三九六林班、三九七林班、三九八林班の内、三九九林班の内、四〇〇林班、四〇二林班の内、四〇三林班の内、四〇四林班、四〇五林班、四〇六林班及び四〇七林班

(七) 弘前市大字沢田字園村国有林四〇一林班の内

(八) 西津軽郡鰐ヶ沢町大字長平及び同町大字松代町字西岩木山甲国有林二〇七八林班及び二〇七九林班の内

(九) 黒石市大字大川原字蛭貝沢国有林一〇〇三林班の内、一〇〇四林班の内、一〇〇五林班の内、一〇〇六林班の内、一〇〇七林班の内、一〇〇八林班の内、一



一〇七林班の内、一〇八林班の内、一〇九林班の内、一一〇林班の内及び一一一林班の内

( 庚 ) 中津軽郡西目屋村大字砂子瀬字湯ノ沢国有林一一二林班の内、一一三林班の内、一一四林班の内、一一六林班の内、一一七林班の内及び一一八林班

( 辛 ) 中津軽郡西目屋村大字砂子瀬字尾太国有林一一九林班、一二〇林班、一二一一林班の内、一二二林班、一二三林班の内、一二四林班の内及び一二五林班の内

( 壬 ) 中津軽郡西目屋村大字川原平字大澤国有林一二六林班の内、一二七林班の内、一二八林班の内、一二九林班の内、一三〇林班の内、一三一林班の内、一三二林班の内、一三三林班の内、一三四林班、一三五林班の内、一三六林班の内、一三七林班、一三八林班、一三九林班、一四〇林班、一四一林班、一四二林班の内、一四三林班の内及び一四四林班の内

( 癸 ) 中津軽郡西目屋村大字川原平字河原澤国有林一四五林班、一四六林班の内、一四七林班、一四八林班の内、一四九林班、一五〇林班、一五一林班の内及び一五二林班の内

( 甲 ) 中津軽郡西目屋村大字川原平字大川澤国有林一五三林班の内、一五六林班の内、一五七林班の内、一五八林班、一五九林班、一六〇林班及び一六一林班

( 乙 ) 中津軽郡西目屋村大字川原平字暗門澤国有林一六二林班の内、一六三林班の内、一六四林班、一六五林班の内及び一七四林班の内

( 丙 ) 中津軽郡西目屋村大字川原平及び同村大字砂子瀬並びに同村大字藤川字鬼川辺国有林一七五林班の内、一七六林班の内、一七七林班の内、一七八林班の内、一七九林班の内、一八〇林班の内、一八一林班の内、一八二林班の内、一八三林班の内、一八四林班、一八五林班の内及び一八六林班の内

( 丁 ) 中津軽郡西目屋村大字大秋字綱滝山国有林一八七林班の内、一八八林班の内、一八九林班の内、一九一林班の内、一九二林班の内、一九三林班の内、一九四林班の内、一九五林班の内、一九六林班の内、一九七林班の内、一九九林班の内、二〇〇林班の内、二〇一林班、二〇二林班及び二〇三林班の内

( 戊 ) 南津軽郡大鰐町大字居土字三ツ目内山国有林五〇二林班の内、五〇三林班の内、五〇四林班の内、五〇五林班、五〇六林班の内、五〇七林班の内、五〇八林班、五〇九林班の内、五一〇林班の内、五一二林班の内、五一五林班の内、五一六林班の内、五一七林班の内、五一八林班、五二〇林班の内、五二二林班の内、五二三林班の内、五二四林班の内、五二五林班の内、五二六林班、五二七林班の内、五二八林班の内、五二九林班の内、五三〇林班、五三一林班、五

三三林班、五三三林班の内、五三四林班、五三五林班の内、五三六林班、五三七林班、五三八林班、五三九林班の内、五四〇林班の内、五四三林班の内、五四四林班の内、五四五林班及び五四六林班

( 己 ) 南津軽郡大鰐町大字早瀬野字西虹貝山国有林五五〇林班の内、五五一林班の内、五五二林班の内、五五三林班の内、五五四林班、五五五林班の内、五五六林班の内、五五七林班の内、五五八林班の内、五五九林班の内、五六〇林班の内、五六一林班の内、五六二林班の内、五六三林班の内、五六四林班の内、五六五林班の内、五六六林班の内、五六七林班、五六八林班の内、五六九林班の内、五七〇林班の内、五七一林班、五七二林班、五七三林班の内、五七四林班の内、五七五林班の内、五七六林班の内、五七七林班の内、五七八林班の内、五七九林班及び五八〇林班の内

( 庚 ) 南津軽郡大鰐町大字島田字東虹貝山国有林五八一林班の内、五八二林班の内、五八三林班の内、五八四林班の内、五八五林班の内、五八六林班の内、五八七林班の内、五八八林班の内、五八九林班の内、五九〇林班の内、五九一林班、五九二林班の内、五九三林班の内、五九四林班の内、五九五林班の内、五九六林班の内、五九七林班の内及び五九八林班の内

( 辛 ) 五所川原市金木町嘉瀬東嘉瀬山国有林一林班の内、二林班の内、三林班の内及び四林班の内

( 壬 ) 五所川原市金木町喜良市小田川山国有林八林班の内、九林班の内、一〇林班の内、一一林班の内、一二林班の内、一三林班の内、一四林班、一五林班、一六林班、一七林班、一八林班、一九林班の内、二〇林班、二一林班の内、二二林班の内、二七林班の内、二八林班の内、二九林班、三〇林班の内、三一林班の内、三二林班の内及び三五林班の内

( 癸 ) 五所川原市金木町喜良市山喜良市山国有林三九林班の内、四〇林班、四一林班、四二林班、四三林班の内、四五林班の内、四六林班、四七林班の内、四八林班、四九林班、五〇林班、五一林班、五二林班、五三林班の内、五四林班、五五林班の内、五六林班の内、五七林班の内、五八林班、五九林班、六〇林班の内、六一林班、六二林班の内、六三林班、六四林班、六五林班、六六林班の内、六七林班の内及び六九林班

( 甲 ) 五所川原市金木町大倉大倉嶽大倉嶽国有林七一林班、七二林班、七三林

班の内、五二八林班の内、五二九林班の内、五三〇林班、五三一林班、五

班の内、七四林班、七五林班、七六林班の内、七七林班、七八林班、七九林班、八〇林班の内、八一林班、八二林班の内、八四林班、八五林班、八六林班の内、八七林班の内、八八林班、八九林班の内、九〇林班の内、九一林班の内、九二林班の内、九三林班の内、九四林班の内及び九五林班の内

〔四〕 五所川原市大字飯詰字飯詰山国有林一〇一林班、一〇二林班、一〇三林班、一〇四林班の内、一〇五林班、一〇六林班の内、一〇七林班の内、一〇八林班、一〇九林班の内、一一〇林班、一一一林班、一一二林班の内、一一三林班の内、一一四林班の内、一一五林班の内、一一六林班、一一七林班、一一八林班の内、一二〇林班の内、一二一林班の内、一二二林班の内、一二三林班、一二四林班の内、一二五林班の内、一二六林班の内、一二七林班、一二八林班、一二九林班、一三〇林班、一三一林班の内、一三二林班の内、一三三林班の内、一三四林班の内、一三五林班の内、一三六林班の内、一三七林班の内、一三八林班の内、一三九林班の内、一四〇林班及び一四一林班

〔五〕 五所川原市大字前田野目字前田野目山国有林一四二林班の内、一四三林班の内、一四四林班の内、一四五林班の内及び一四六林班の内

〔六〕 五所川原市大字松野木及び同市大字戸沢字中州川山国有林一四七林班の内、一四八林班の内、一四九林班の内、一五〇林班の内、一五一林班、一五二林班の内及び一五三林班

〔七〕 五所川原市大字太田字太田山国有林五〇三林班の内、五〇四林班の内、五〇五林班の内、五〇六林班、五〇七林班、五〇八林班、五〇九林班、五一〇林班、五一一林班の内、五一二林班の内、五一三林班の内、五一四林班の内、五一五林班の内、五一六林班の内、五一七林班の内、五一八林班の内、五一九林班の内、五二〇林班の内、五二一林班の内、五二二林班、五二三林班、五二四林班、五二五林班の内、五二六林班、五二七林班、五二八林班の内、五二九林班、五三〇林班の内、五三一林班の内及び五三三林班の内

〔八〕 五所川原市大字相内字相内山国有林五三九林班の内、五四〇林班の内、五四一林班の内、五四二林班の内、五四三林班の内、五四四林班の内、五四五林班の内、五四六林班の内、五四七林班の内、五四八林班の内、五四九林班の内、五五〇林班、五五一林班の内、五五二林班の内、五五三林班、五五六林班、五五七林班の内及び五五八林班の内

〔九〕 北津軽郡中泊町大字宮野里中沢字袴腰山国有林二〇一林班、二〇二林班の内、二〇三林班の内、二〇四林班、二〇六林班、二〇七林班、二〇八林班の内、二

〇九林班の内、二一〇林班、二一一林班の内、二一二林班の内、二一三林班の内、二一四林班の内、二一五林班の内、二一六林班の内、二一七林班、二一八林班、二一九林班の内、二二〇林班、二二一林班の内、二二三林班の内、二二四林班の内、二二五林班の内

〔一〇〕 北津軽郡中泊町大字尾別字尾別山国有林二二七林班の内、二二八林班、二二九林班、二三〇林班の内、二三一林班、二三二林班の内、二三三林班及び二三四林班

〔一一〕 北津軽郡中泊町大字薄市字薄市山国有林三〇一林班の内、三〇二林班の内、三〇三林班、三〇四林班の内、三〇五林班の内、三〇七林班、三〇八林班の内、三〇九林班の内、三一〇林班の内、三一林班、三一二林班の内、三三四林班、三三五林班の内、三三六林班、三三七林班の内、三三八林班、三三九林班、三三〇林班の内、三三一林班、三三二林班、三三三林班の内、三三四林班の内、三三五林班、三三六林班、三三七林班の内及び三三八林班

〔一二〕 北津軽郡中泊町大字今泉字今泉山国有林三四三林班の内、三四四林班の内、三四五林班、三四六林班の内、三四七林班の内、三四八林班の内、三四九林班の内、三五〇林班の内、三五一林班の内、三五二林班の内、三五三林班の内、三五四林班の内、三五五林班の内、三五六林班の内、三五七林班、三五八林班の内、三五九林班の内、三六〇林班、三六一林班、三六二林班の内、三六三林班、三六四林班、三六五林班の内、三六七林班の内、三六八林班、三六九林班の内及び三七〇林班の内

〔一三〕 弘前市(旧弘前市)民有林一林班の内、七林班の内、八林班の内、一〇林班の内、一二林班の内、一三林班、一四林班の内、一五林班の内、一七林班の内、一九林班の内、二三林班の内、三六林班の内、三九林班の内、四一の二林班、四一の三林班の内、四六林班、四七林班の内、四八林班の内、四九林班の内、五〇林班の内、五二林班の内、五三林班、五四林班の内、五五林班の内、五六林班の内、五七林班の内、六一林班の内、六二林班の内、六三林班の内、六四林班の内、六五林班、六六林班の内、六七林班の内、六八林班の内、六九林班の内、七一林班の内、七四林班の内、七六林班の内、七七林班の内、七八林班の内、一二四林班の内、一二八林班の内、一二九林班の内、一三一林班の内及び一三三林班の内



林班の内、五七林班の内、六一林班の内、六二林班、六三林班の内、七二林班、七三林班の内、七四林班、七五林班、七六林班、七七林班、七八林班、七九林班、八〇林班、八一林班、八二林班、八三林班、八四林班、八五林班、八六林班、八七林班、八八林班、八九林班の内、九〇林班の内、九一林班、九二林班、九三林班、九四林班、九五林班、九六林班、九七林班、九八林班、九九林班、一〇〇林班、一〇三林班の内、一〇四林班の内、一〇五林班の内、一〇六林班の内、一〇七林班の内、一一〇林班の内、一一三林班の内、一一五林班の内、一一六林班の内、一二〇林班の内、一二二林班の内、一二三林班の内、一二三林班の内、一二九林班の内、一三三三林班の内、一三三六林班の内、一三八林班、一三九林班、一四〇林班、一四一林班、一四二林班、一四三林班、一四四林班の内、一四五林班の内、一四六林班、一五二林班の内、一五四林班の内、一五五林班の内及び一五六林班の内

(㉞) 五所川原市(旧五所川原市) 民有林五九林班の内、六〇林班の内、六二林班の内、七一林班の内、七三の二林班の内、七八林班の内、七九林班の内、八〇林班の内、八一林班の内、八二林班の内、八三林班の内、八四林班の内、八五林班の内、八六林班の内、八七林班の内、八八林班の内、八九林班の内、九〇林班の内、九一林班の内、九二林班の内、九三林班の内、九四林班の内、九五林班の内、九六林班の内、九八林班、九九林班、一〇〇林班の内、一〇一林班の内、一〇二林班の内、一〇三林班、一〇四林班、一〇五林班、一〇六林班の内、一〇七林班の内、一〇八林班の内、一一一林班の内、一二二林班の内及び一三三林班

(㉟) 五所川原市(旧金木町) 民有林四三林班の内、四四林班の内、四六林班の内、四九林班の内、五〇の一林班の内、五〇の四林班の内、五一の一林班の内、五一の二林班の内、五二林班の内、五三林班の内、五四林班の内、五五林班の内、五六林班の内、五七林班の内及び五八林班の内

(㊱) 五所川原市(旧市浦村) 民有林一一林班の内、一二の一林班の内、一二の二林班の内、一三の二林班の内及び一五林班

(㊲) つがる市(旧森田村) 民有林一五八林班の内、一六〇の一林班の内、一六〇の二林班の内、一六一林班の内、一六二の二林班の内、一六三三林班の内及び一六四林班の内

(㊳) 北津軽郡鶴田町民有林一一四林班の内及び一一五林班の内

(㊴) 北津軽郡中泊町(旧中里町) 民有林一五林班、一六林班の内、一七林班の内

一八林班の内、一九林班の内、二二林班の内、二二林班の内、二三林班の内、二四林班の内、二五林班の内、二六林班、二七林班の内、二八林班の内、二九林班の内、三三三林班の内、三五林班の内、三七林班の内、三八林班、三九林班、四〇林班の内及び四一林班

2 河川

(一) 岩木川(十三湖を含む)の区域のうち、中津軽郡西目屋村大字川原平字河原澤国有林一四七林班へ小班地内から海に至る場所

(二) 相内川の区域のうち、五所川原市太田太田山国有林五一二林班り小班地内から岩木川への合流点までの区域

(三) 山王川の区域のうち、五所川原市相内相内山国有林五六〇林班は三班地内から相内川への合流点までの区域

(四) 桂川の区域のうち、五所川原市相内相内山国有林五五〇林班は小班地内から相内川への合流点までの区域

(五) 今泉川の区域のうち、鍋越沢との合流点から岩木川への合流点までの区域

(六) 昆布掛川の区域のうち、北津軽郡中泊町大字薄市字花持地内から岩木川への合流点までの区域

(七) 薄市川の区域のうち、北津軽郡中泊町大字薄市字薄市山国有林三一五林班へ小班地内から岩木川への合流点までの区域

(八) 鳥谷川(内瀧を含む)の区域のうち、五所川原市金木町藤枝三春地内から岩木川への合流点までの区域

(九) 尾別川の区域のうち、馬坂沢との合流点から鳥谷川への合流点までの区域

(十) 中里川の区域のうち、岩谷沢との合流点から鳥谷川への合流点までの区域

(十一) 岩谷川の区域のうち、北津軽郡中泊町大字中里字袴腰山国有林二二二林班は小班地内から中里川への合流点までの区域

(十二) 宮野沢川の区域のうち、北津軽郡中泊町大字宮野中沢字袴腰山国有林二〇三林班り小班から鳥谷川への合流点までの区域

(十三) 山田川(田光沼を含む)の区域のうち、西津軽郡鰯ヶ沢町大字長平西岩木山甲国有林二〇七八林班は小班地内から岩木川への合流点までの区域

(十四) せばと川の区域のうち、五所川原市十三通行道地内から岩木川への合流点までの区域

(十五) 十川の区域のうち、黒石市大字上十川字小峠民有林一七七の二林班ろ小班地内から岩木川への合流点までの区域

- ( 甲 ) 旧十川の区域のうち、十川からの分派点から若木川への合流点までの区域
- ( 乙 ) 松野木川の区域のうち、五所川原市大字松野木字影日民有林八二林班ろ小班地内から旧十川への合流点までの区域
- ( 丙 ) 天神川の区域のうち、五所川原市大字戸沢字中州川山国有林一五三林班は二小班地内から松野木川への合流点までの区域
- ( 丁 ) 飯詰川の区域のうち、五所川原市大字飯詰字飯詰山国有林一一八林班ち小班から旧十川への合流点までの区域
- ( 戊 ) 貉沢の区域のうち、五所川原市大字飯詰字影日沢地内から飯詰川への合流点までの区域
- ( 己 ) 深沢の区域のうち、五所川原市大字飯詰字飯詰山国有林一〇七林班は小班地内から飯詰川への合流点までの区域
- ( 庚 ) 栃木沢の区域のうち、五所川原市大字飯詰字飯詰山国有林一一八林班い二小班地内から飯詰川への合流点までの区域
- ( 辛 ) 小田川の区域のうち、五所川原市金木町喜良市小田川山国有林一三三林班に五小班地内から旧十川への合流点までの区域
- ( 壬 ) 金木川の区域のうち、五所川原市金木町喜良市喜良市国有林五五五林班ほ三小班地内から旧十川への合流点までの区域
- ( 癸 ) 前田野目川の区域のうち、五所川原市大字前田野目字前田野目山国有林一四六林班ろ三小班地内から十川への合流点までの区域
- ( 十一 ) 浪岡川の区域のうち、水ヶ沢との合流点から十川への合流点までの区域
- ( 十二 ) 大釈迦川の区域のうち、青森市浪岡大字大釈迦字沢内沢地内から浪岡川への合流点までの区域
- ( 十三 ) 赤川の区域のうち、青森市浪岡大字杉沢字小板橋地内から大釈迦川への合流点までの区域
- ( 十四 ) 正平津川の区域のうち、青森市浪岡大字細野字目倉石民有林一二九林班い小班地内から浪岡川への合流点までの区域
- ( 十五 ) 王余魚沢川の区域のうち、青森市浪岡大字王余魚沢字小谷地内から浪岡川への合流点までの区域
- ( 十六 ) 本郷川の区域のうち、田の沢との合流点から十川への合流点までの区域
- ( 十七 ) 高館川の区域のうち、黒石市大字高館字乙里見地内から十川への合流点までの区域
- ( 十八 ) 長坂川の区域のうち、黒石市東野添字長坂道北地内から十川への合流点までの区域

- ( 十九 ) 大蜂川の区域のうち、弘前市大字百沢字東岩木山国有林三五五林班ほ二小班地内から若木川への合流点までの区域
- ( 二十 ) 旧大蜂川の区域のうち、弘前市大字高杉字五反田地内から若木川への合流点までの区域
- ( 二十一 ) 前范川の区域のうち、弘前市大字百沢字東岩木山国有林三九林班は小班地内から旧大蜂川への合流点までの区域
- ( 二十二 ) 大石川の区域のうち、弘前市大字百沢字東岩木山国有林四五五林班と小班地内から旧大蜂川への合流点までの区域
- ( 二十三 ) 多沢川の区域のうち、弘前市大字百沢字東岩木山国有林三六林班り小班地内から大蜂川への合流点までの区域
- ( 二十四 ) 鶏川の区域のうち、弘前市大字百沢字東岩木山国有林三五五林班と小班地内から大蜂川への合流点までの区域
- ( 二十五 ) 後長根川の区域のうち、弘前市大字百沢字東岩木山国有林三三三林班よ小班地内から若木川への合流点までの区域
- ( 二十六 ) 平川の区域のうち、遠部沢との合流点から若木川への合流点までの区域
- ( 二十七 ) 加藤川の区域のうち、弘前市大字向外瀬字豊田地内から平川への合流点までの区域
- ( 二十八 ) 浅瀬石川の区域のうち、温川との合流点から平川への合流点までの区域
- ( 二十九 ) 中野川の区域のうち、黒石市大字大川原字蛭貝山国有林一〇〇八林班い六小班地内から浅瀬石川への合流点までの区域
- ( 三十 ) 二庄内川の区域のうち、黒石市大字二庄内字要人国有林一〇三一一林班ぬ一小班地内から浅瀬石川への合流点までの区域
- ( 三十一 ) 梨木川の区域のうち、黒石市大字袋字平山地内から浅瀬石川への合流点までの区域
- ( 三十二 ) 深川の区域のうち、平川市小国深沢地内から浅瀬石川への合流点までの区域
- ( 三十三 ) 青荷川の区域のうち、黒石市大字沖浦字青荷沢国国有林一〇三七林班へ一小班地内から浅瀬石川への合流点までの区域
- ( 三十四 ) 小国川の区域のうち、平川市小国上横前沢国国有林一一三三林班い一小班地内から浅瀬石川への合流点までの区域
- ( 三十五 ) 切明川の区域のうち、平川市切明滝の森国有林一一〇九林班ぬ八小班地内から浅瀬石川への合流点までの区域

- (甲) 土淵川の区域のうち、弘前市大字坂元字山元地内から平川への合流点までの区域
- (乙) 寺沢川の区域のうち、弘前市大字小沢字大開地内から土淵川への合流点までの区域
- (丙) 童子森川の区域のうち、弘前市大字自由が丘四丁目地内から寺沢川への合流点までの区域
- (丁) 清水川の区域のうち、弘前市大字清水富田字寺田地内から寺沢川への合流点までの区域
- (戊) 腰巻川の区域のうち、弘前市大字南大町一丁目地内から平川への合流点までの区域
- (己) 境関川区域のうち、弘前市大字福田三丁目地内から腰巻川への合流点までの区域
- (庚) 高崎川の区域のうち、弘前市大字高田字母原地内から腰巻川への合流点までの区域
- (辛) 万助川の区域のうち、弘前市大字門外一丁目地内から腰巻川への合流点までの区域
- (壬) 引座川の区域のうち、平川市新屋遠手沢地内から平川への合流点までの区域
- (癸) 六羽川の区域のうち、平川市高畑高田地内から引座川への合流点までの区域
- (十一) 枇杷田川の区域のうち、平川市唐竹向川原田地内から六羽川への合流点までの区域
- (十二) 浅井川の区域のうち、平川市尾崎木戸口地内から引座川への合流点までの区域
- (十三) 広船川の区域のうち、平川市広船広沢地内から浅井川への合流点までの区域
- (十四) 大和沢川の区域のうち、弘前市大字一野渡字鷺ノ巣国有林三三三林班一小班地内から平川への合流点までの区域
- (十五) 前川の区域のうち、弘前市大字松野木字松本地内から平川への合流点までの区域
- (十六) 三ツ目内川の区域のうち、赤根沢との合流点から平川への合流点までの区域
- (十七) 折紙川の区域のうち、瀬の沢との合流点から三ツ目内川への合流点までの区域
- (十八) 虹貝川の区域のうち、南津軽郡大鰐町大字早瀬野字虹貝山国有林五五三林班一小班地内から平川への合流点までの区域

- (十九) 島田川の区域のうち、南津軽郡大鰐町大字島田字東虹貝山国有林五八四林班一小班地内から虹貝川への合流点までの区域
- (二十) 砥沢川の区域のうち、南津軽郡大鰐町大字早瀬野字虹貝山国有林五五六林班一小班地内の林道橋から虹貝川への合流点までの区域
- (二十一) 夏沢川の区域のうち、南津軽郡大鰐町大字大鰐字出張沢地内から平川への合流点までの区域
- (二十二) 鯖野沢川の区域のうち、南津軽郡大鰐町大字長峰字鯖野沢地内から平川への合流点までの区域
- (二十三) 稲荷川の区域のうち、南津軽郡大鰐町大字長峰字駒木沢地内から平川への合流点までの区域
- (二十四) 不動川の区域のうち、清之沢との合流点から平川への合流点までの区域
- (二十五) 相沢川の区域のうち、平川市碓ヶ関相沢地内から平川への合流点までの区域
- (二十六) 碓沢川の区域のうち、平川市碓ヶ関碓沢西碓ヶ関山国有林七〇二林班と小班地内から相沢川への合流点までの区域
- (二十七) 大落前川の区域のうち、平川市碓ヶ関大落前大落前山国有林七九七林班は小班地内から平川への合流点までの区域
- (二十八) 小落前川の区域のうち、平川市碓ヶ関大落前大落前山国有林七四一林班は小班地内から平川への合流点までの区域
- (二十九) 津刈川の区域のうち、吉野沢との合流点から平川への合流点までの区域
- (三十) 鍋倉沢川の区域のうち、ナンデノ沢との合流点から津刈川への合流点までの区域
- (三十一) 岩谷沢川の区域のうち、平川市碓ヶ関東碓ヶ関山国有林七六三林班は三小班地内から津刈川への合流点までの区域
- (三十二) 遠部沢の区域のうち、古遠部沢との合流点から平川への合流点までの区域
- (三十三) 棚内川の区域のうち、大血沢との合流点から岩木川への合流点までの区域
- (三十四) 相馬川の区域のうち、西股沢との合流点から岩木川への合流点までの区域
- (三十五) 作沢川の区域のうち、舟打沢との合流点から相馬川への合流点までの区域
- (三十六) 鳴ヶ沢川の区域のうち、弘前市大字相馬字竜ヶ平地内から相馬川への合流点までの区域
- (三十七) 蔵助沢川の区域のうち、弘前市大字百沢字東岩木山国有林三二林班と小班地内から岩木川への合流点までの区域
- (三十八) 大秋川の区域のうち、黒沢との合流点から岩木川への合流点までの区域

( 癸 ) 平沢川の区域のうち、中津軽郡西目屋村大字村市字生田地内から岩木川への合流点までの区域

( 甲 ) 湯ノ沢川の区域のうち、立俣沢との合流点から岩木川への合流点までの区域

( 乙 ) 大沢川の区域のうち、中津軽郡西目屋村大字川原平字大沢国有林一四四林班

ほ二小班地内から岩木川への合流点までの区域

( 丙 ) 暗門川の区域のうち、中津軽郡西目屋村大字川原平字鬼川辺国有林一八〇林班に五小班地内から岩木川への合流点までの区域

3 海岸

(一) 出来島海岸

(1) つがる市(旧木造町) 民有林九一林班の内、九二林班の内、九三林班の内、九五林班の内、九六林班の内、九七林班の内、九八林班の内、九九林班の内、一〇〇林班の内、一〇一林班の内、一〇二林班の内、一〇三林班の内、一〇四林班の内及び一〇五林班の内

(2) 次のア、イ、エ及びウの点を順次結ぶ線とオの線により囲まれた陸地の区域

ア つがる市木造越水神山二八五の一の南西端  
イ アから西方向に二百メートル進んだ延長線の地点  
ウ つがる市木造出来島雉子森九十一の三の北西端から南方向に五十メートル進んだ境界上の地点  
エ ウから西方向に百五十メートル進んだ延長線の地点  
オ ウを起点として、つがる市木造出来島雉子森九一の三、同市同雉子森沼一四及び一三、同市木造吹原若草一五五、同市同畠元一六一の一、二、八二、一、二六の二、一、二六の一、同市木造越水神山二八二、二八七及び二八八

五の一の日本海側の境界を順次結びアに至るまでの線

(二) 車力海岸

(1) つがる市富范町屏風山屏風山国有林四一三林班の内及び四一八林班の内、同市車力町屏風山屏風山国有林四二二林班の内及び四二六林班の内、同市牛瀨町鷺野沢屏風山牛瀨国有林四三〇林班の内、四三四林班の内及び四三七林班の内、同市木造筒木坂屏風山屏風山筒木坂国有林四四二林班及び四四三林班、同市木造館岡浪返屏風山館岡国有林四四六林班の内及び四四八林班の内、つがる市(旧木造町) 民有林五六林班の内、五七林班、五八林班の内、五九林班の内、六〇林班の内、六一林班の内、六二林班の内、六三林班の内、

六六林班の内、六八林班の内、六九林班の内、七〇林班の内、七一林班の内、七二林班の内、七四林班の内、七五林班の内、七八林班の内、七九林班の内、八〇林班の内、八一林班の内、八三林班の内、八四林班の内、八五林班の内、八七林班の内、八九林班の内、九〇林班の内、同市(旧車力村) 民有林一四林班、一五林班、一六林班の内、一八林班の内、一九林班、二〇林班の内、二一林班の内、二二林班の内、二三林班、二四林班の内、二五林班の内、二六林班の内、二八林班の内、二九林班の内、三〇林班の内、三一林班の内及び三二林班の内

(3) 次のア、イ、ウ及びエの点を順次結ぶ線とオの線により囲まれた陸地の区域

ア つがる市木造出来島雉子森九三の八の南西端  
イ アから西方向に三十メートル進んだ延長線の地点  
ウ つがる市富范町屏風山一の一七六八の南西端から西方向に百五十メートル進んだ延長線の地点  
エ つがる市富范町屏風山一の一七六八の南西端

オ エを起点として、つがる市富范町屏風山屏風山国有林四一三林班及び四一八林班、同市車力町屏風山屏風山国有林四二二林班及び四二六林班、同市牛瀨町鷺野沢屏風山牛瀨国有林四三〇林班、四三四林班及び四三七林班、同市木造筒木坂屏風山屏風山筒木坂国有林四四二林班及び四四三林班、同市木造館岡浪返屏風山館岡国有林四四六林班及び四四八林班、同市木造出来島雉子森大沼六五の三、同市同雉子森石沢五七、同市同雉子森九五の二及び九三の八の日本海側の境界を順次結びアに至るまでの線

(三) 明神沼海岸

(1) 五所川原市十三通行道通行道国有林五〇一林班の内、つがる市富范町屏風山屏風山国有林四〇二林班の内及び四一〇林班の内  
(2) 五所川原市(旧市浦村) 民有林一四林班の内、つがる市(旧車力村) 民有林一林班の内、二林班、三林班の内、四林班の内、五林班の内、六林班の内、七林班の内、八林班の内、九林班の内、一〇林班、一一林班の内、一二林班の内及び一三林班の内  
(3) 次のア、イ、ウ、エ及びオの点を順次結ぶ線、カの線、キ及びクの点を結ぶ線及びケの線により囲まれた陸地の区域  
ア つがる市富范町屏風山屏風山国有林四一〇林班の南西端

イ アから南方向に二百五十メートル進んだ延長線の地点  
 ウ イから西方向に百五十メートル進んだ延長線の地点  
 エ 五所川原市十三号国道一一七の一の北西端から西方向に二百メートル進んだ延長線の地点

オ 五所川原市十三号国道一一七の一の北西端

カ 才を起点として五所川原市十三号国道一一七の一、一一六の一及び一一

五の日本海側の境界線を順次結び同市同一一五の南西端に至るまでの線

キ 五所川原市十三号国道一一五の南西端

ク つがる市富港町屏風山屏風山国有林四〇二林班の北西端

ケ クを起点としてつがる市富港町屏風山屏風山国有林四〇二林班及び四一

〇林班の日本海側の境界線を順次結びアに至るまでの線

(四) 磯松海岸

(1) 五所川原市十三号国道五月女范围有林六三八林班及び六三九林班の内

(2) 五所川原市(旧市浦村) 民有林九林班の内及び一〇林班の内

(3) 次のア、イ、ウ及びエの点を順次結ぶ線とオの線により囲まれた陸地の区

域

ア 五所川原市十三号国道五月女范围有林六三九林班の南西端

イ アから西方向に二百メートル進んだ延長線の地点

ウ 五所川原市十三号国道五月女范围有林六三九林班の北西端から西方向に二百メートル進んだ延長線の地点

エ 五所川原市十三号国道五月女范围有林六三九林班の北西端

オ エを起点として、五所川原市十三号国道五月女范围有林六三九林班の

日本海側の境界線を結びアに至るまでの線

三 縦覧期間

公告の日から一ヶ月間(平成二十一年二月二十二日まで)

四 縦覧場所

青森県県土整備部河川砂防課、中南地域県民局地域整備部及び西北地域県民局地域整備部

(発行所・発行人)  
 青森市長島二丁目一番一号  
 青森県

(印刷所・販売人)  
 青森市第一問屋町二丁目番七十七号  
 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
 定価小口一枚二付十五円一銭